

## 「下関市安全で安心なまちづくり条例」要旨・解説

### 【条例制定の背景】

平成 18 年度施政方針において、市政運営にあたって「3つの安心」をキーワードとし、その中のひとつ、「暮らしの安心」について、次代の下関の担い手である子どもの安全、武力攻撃などの事態に備える国民保護法に基づく国民保護計画の策定、下関ナンバー導入に伴う交通マナー日本一事業の推進を目標としている。

そのような中、本市において、犯罪件数は横ばいから減少傾向にある（平成 16 年度の犯罪認知件数は、4,171 件）が、「おれおれ詐欺」や「振り込め詐欺」など高齢者を狙った犯罪や、児童生徒への声かけや痴漢行為、IT などの新たな手口の犯罪も増加する傾向にあり、市民一人ひとりの意識の高揚と地域での見守りや団結が重要となっている。

交通事故については、死者数は減少傾向にあるものの、毎年 20 人近く亡くなられ、約 2,300 人の方が負傷している。昨年度より、下関ナンバー導入に伴い、「目指せ！交通マナー日本一」事業を展開し、今年度は人口 1 万人当たりの交通事故件数が、中核市の中で最も少ない自治体を目指しており、そのためには、市民、事業者等の交通法規の遵守やマナーの向上が不可欠である。また、学校や高齢者を対象とした交通安全教育を推進し、交通事故の防止を図っていく必要がある。

自然災害については、最近の異常気象ともいえる集中豪雨や台風などにより、毎年、多くのがけ崩れや浸水被害が発生しており、いつどこで起きてもおかしくない地震への備えも大切となっている。また、テロやミサイルなどの武力攻撃などの事態への対応も重要となっており、今年度には「下関市国民保護計画」を作成することとしている。これらの災害や事態を未然に防止し、安全な地域づくりをするためには、自治会などを単位とした自主防災組織や婦人防火クラブの結成をより促進し、市民や事業者一人ひとりに、自助・共助の精神を芽生えさせることが必要である。

この他、BSE や残留農薬、輸入食品に対する不安や新型インフルエンザ等、感染症に対するリスクも危惧される状況である。

このような複雑化する社会環境の変化、特に本市においては、合併に

伴う県内有数の広い市域や国内有数の長い海岸線を有する地理的特性があり、より一層の市民の意識の高揚を図ることが重要である。

## 第1条（目的）

この条例は、安全で安心なまちづくりについて、市並びに市民、事業者及び土地建物等管理者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりのための基本となる事項を定めることにより、市民等の安全意識（地域の安全を自ら守る意識をいう。以下同じ。）を高揚し、及び自主的な地域安全活動を推進し、もって市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

本市は、合併に伴い市域が拡大し、海岸線もより長くなり、市街地から山間部や漁村部など、様々な地理的条件が顕在している。災害においては、山崩れや河川の氾濫、高潮による被害、犯罪においては、密航者や不法侵入者、高齢者を対象にした詐欺事件など、今まで以上の多種多様な事態が想定されることとなっている。

安全で安心して暮らすことができる社会環境を確保・維持していくためには、市民が自らの安全は自らが守るという意識を持つとともに、市民、事業者、行政が一体となって協働して積極的に取り組む必要がある。また、都市部の空洞化等で、空き店舗や空家が増加しており、防犯・防災上の危害が多く発生し、その対処に苦慮している現状を踏まえ、土地建物等管理者による適切な管理が必要となっている。

こうしたことから、市、市民、事業者及び土地建物等管理者の責務等、基本となる事項などを定め、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すという本条例の目的を規定したものである。

## 第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全で安心なまちづくり 犯罪等を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができる環境を整備することをいう。
- (2) 犯罪等 市民生活に危害を及ぼす犯罪、事故及び災害をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤若しくは通学し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 土地建物等管理者 市内に存する土地、建物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 安全意識 地域の安全を自ら守る意識をいう。
- (7) 地域安全活動 地域内において、犯罪等を未然に防止するための自主的又は組織的な活動をいう。

地域の安全を地域で守ることは、市民一人ひとりの意識の高揚が大切であり、そのことは、犯罪のみならず、事故防止や防災対策にも必要かつ重要なことから、本条例は、犯罪だけでなく、市民の安全かつ安心な暮らしを脅かす事故及び災害も対象とし、テロ等の武力攻撃災害など、市民を不安にする全ての危機を想定している。

市民とは、市内に住んでいる者や市内の学校や会社に通う者はもちろん、短期就業などの一時滞在者、旅行者など全ての人を含むものとする。

事業者とは、法人・個人を問わず、事業活動を行う全て者を指している。そのため、社会福祉法人などの非営利団体も含むが、自治会などの事業活動とはいえない団体は除く。

土地建物等管理者とは、市内に存する土地や建物などの工作物（よう壁、井戸、橋、煙突など）を所有、管理する者で、所有者から管理を委託されている者や、所有者が死亡している時は、その相続人が対象となる。

地域安全活動とは、ボランティアグループや自主防災組織などの自主的な活動や、警察や市が委嘱する防犯指導員や交通指導員などの組織的な活動をいう。

### 第3条（市の責務）

市は、安全に、かつ、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、国、他の地方公共団体及び関係団体と緊密な連携を図りながら、安全で安心なまちづくりのための広報・啓発、必要な情報の提供、地域安全活動への支援その他必要な施策を策定し、実施するものとする。

安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、市は、国や地方公共団体、関係団体などと連携を図りながら、有効な施策を推進していくことが重要である。

国の機関としては、国道維持管理事務所や気象台、海上保安部など、県の機関としては、防災危機管理課や地域安全安心室、出先機関として県民局や県土木事務所、警察署など、他の地方公共団体としては、中核市や北九州市、海岸線や市域がつながる長門市をはじめとする隣接市が考えられる。

関係団体としては、自治会や婦人会、防犯ボランティア団体、自主防災組織、その他犯罪等を防止する活動を行う団体をいう。

ホームページの活用や研修会の開催などを利用して、広報・啓発や市民への情報の提供、アドバイスをを行う。また、地域安全活動への支援として、先駆的な活動事例の紹介、安全で安心なまちづくりに関する講演会への講師の紹介や資料の提供、腕章などの啓発用品の支援などを実施していくものとする。

### 第4条（市民の責務）

市民は、自ら生活の安全を確保し、相互に協力して地域における安全意識を高め、地域安全活動を推進するよう努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりのための施策に協力するものとする。

市民一人一人が、まずは自分自身の安全を確保することが大切であり、次の段階として、「地域の安全は地域で守る」という行動ができるものである。地域を守るためには、市民がお互いに協力して、地域住民の中に安全に対する意識を高めていき、自主的、組織的な活動を、みんなで押し進めていくよう努力することが重要である。

また、市が実施する防犯活動や交通安全などのパトロール、防災訓練や講演会などへ積極的に参加し、協力していくことにより、市と市民の協働を図って行くこととする。

市民の自らの安全確保としては、空巢対策(二重施錠やヒッキング防止錠前)や交通安全(運転中の携帯電話禁止などの法令順守)、防災対策(家具転倒防止や非常持出袋の準備)などが考えられる。

また、地域の安全活動の推進としては、自治会活動への積極的な参加や夜回りなどの実施、登下校時の子どもの見守りパトロール、自主防災組織の結成などが考えられる。

#### **第5条（事業者の責務）**

事業者は、安全意識をもって事業活動を行い、地域安全活動を推進するよう努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりのための施策に協力するものとする。

事業を行う者が、その事業活動に関し、地域の安全を守るという意識のもと、従業員の安全に関する教育やその安全確保、企業災害の防止、地域の安全を守る活動への協力、地域の安全に配慮した事業活動などに努めることが重要である。

また、市と協力して、防犯や防災対策に努めるとともに、訓練などの実施や地域との共同訓練へ積極的に参加し、また市が主催する講演会や研修会などでの知識の習得に努めるよう求めるものである。

安全意識をもった事業活動としては、被害に遭わない為の盗難防止装置付きの自動車等の普及や、事業所内における来客や従業員などの安全確保を図ること、事業活動での外出時における子どもの見守りや不審者の通報・連絡など、また、企業の自衛消防組織の活動などが考えられる。

## 第6条（土地建物等管理者の責務）

土地建物等管理者は、安全意識をもってその土地、建物等を適正に管理し、地域安全活動を推進するよう努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりのための施策に協力するものとする。

最近では、都市の空洞化などにより、空き店舗や空家、空地が急増しており、それらを管理する者がその責任を果たさず、付近住民への危険性が高まっている。

空家や空地においては、性犯罪、窃盗の犯罪被害に遭うことが多く、また、空地へのゴミの不法投棄による衛生上の問題、空家への不法侵入、老朽化による崩壊の危険性など、近隣居住者への不安感を募らせている。

これらの家屋・土地の中には、所有者が死亡したり、県外へ転居しているものも多く、その対応に苦慮していることから、その管理に関して、関係機関の実施する空家調査等に協力し、相続人も含めて適切に管理するよう求めるものである。

管理としては、空地については、柵の設置、草刈による見通しの確保や衛生確保、資材等不用品を放置しない配慮を想定している。また、空家については、出入口の施錠のほか、不要物の廃棄、柵や補強資材による侵入防止措置、屋根や壁の崩落防止などを想定している。

## 第7条（情報の提供）

市は、関係機関と連携して、犯罪等の発生状況、防止対策その他の必要な情報を、適切に提供するものとする。

2 市は、情報の提供に当たり、個人情報等を適正に取り扱うものとする。

犯罪や事故、災害等の発生状況を市民や事業者などへ知らせることは、被害の拡大防止や被害の軽減において重要であり、警察や消防などの関係機関との連携により、情報の共有及び住民への提供をスムーズに行うことができる。

平常時における予防対策も必要不可欠であり、そのための情報を、市報やホームページ、メールマガジンなどを通じて提供していくものとする。また、研修会や講演会の開催、参加促進にも努めるものとする。

ただし、情報の提供においては、個人情報の漏洩や必要以上の不安感の助長に繋がる恐れもあるため、慎重に対応し、必要に応じて提供するものとする。

#### **第8条(要援護者への配慮)**

市は、子ども、高齢者、障害者等の犯罪等の被害者となりやすい者（以下「要援護者」という。）の安全に配慮した施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、必要に応じて、関係機関及び関係団体との会議を開催し、要援護者の安全に資する情報の共有化を図るものとする。

子どもや高齢者、障害者、妊婦、疾病者などは、犯罪者の標的となりやすいため、関係機関が協力して、その安全確保に努める必要がある。

最近では「振込め詐欺」に加え、住宅の「悪質リフォーム」など、お年寄りや障害者を狙う犯罪が増えているため、防犯講習会への参加の呼びかけや自宅を訪問するケアマネージャーや民生委員、障害者団体等の協力による情報提供など、注意を呼びかけていくことが必要である。

また、子ども（児童等）の安全確保については、特に重要であると考えるので、第9条で別に規定する。

要援護者の安全対策については、市や警察、学校、PTAはもとより、自治会や老人会、婦人会、民生児童委員会など、関係機関との共通認識や情報交換が重要であるため、昨年度から実施している「子ども安全対策会議」など、必要に応じて会議を開催することにより、情報の共有化を図るものとする。

## 第9条（児童等の安全確保）

市及び市民等は、要援護者のうち、特に幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）を犯罪等から守るため、通園及び通学の用に供する道路並びに公園及び広場における安全の確保に努めるものとする。

2 市は、前項の安全の確保のために、市民等が行う児童等の安全を見守る活動等に対して、支援を行うものとする。

最近、全国的に児童等が犠牲となる痛ましい事件が多く発生している。本市においても、高校生への傷害事件や児童・生徒への声かけ事案が発生しており、他人事ではない状況にある。

児童等の安全確保は、市や警察、学校はもとより、住民の協力の下、地域の大人の数多くの目で見守ることが重要である。

通学等に利用する道路や公園において、ミラーの設置や地元住民による草刈等による死角の解消や、街灯の設置などによる安全対策はもちろん、子どもの視点に立った対策が必要である。

通学路等周辺の子ども110番の家の設置や周知、見直しを図り、「こどもみまもり隊」の腕章の一層の活用など、パトロールを強化し、緊急時に児童・生徒が助けを求めやすい環境を整備する。

学校においては、不審者情報などの緊急情報メール配信サービスやスクールガードリーダーの指導による安全体制づくりに努める。

また、自転車の正しい乗り方や交通マナーについて、小さい頃からの教育がより効果を得られると考えられるので、交通指導員による交通安全教育の充実を図っていく。

## 第10条（犯罪等の防止に配慮した住宅等の普及）

市は、犯罪等の防止に配慮した住宅、道路、公園、駐車場、駐輪場等の普及に努めるものとする。

住宅を対象とした空き巣や忍び込み等の侵入盗は依然として多く、風水害による被害も多く発生している。そのため、市は住宅を建築、改修等をしようとする者に対して、情報の提供や技術的な助言（ピッキングによる被害発生状況、新たな侵入手口などの情報提供、耐震構造や耐震化改修工事など）、講習会等の開催などを行い、犯罪等の防止に配慮し



た住宅の普及を促進するとともに、公営住宅にも積極的に導入するよう努める必要がある。

また、店舗においても、同様な住宅の普及とともに、夜間における明るい空間、助けを求めやすい場所としての配慮を行うよう、普及に努めるものとする。

道路、公園、駐車場及び駐輪場は、不特定かつ多数の者が利用するオープンスペースであり、誰もが犯罪の被害者になり得る可能性が高いため、犯罪のない安全で安心なまちづくりの観点から、構造、設備等に関する有効な対策の普及が必要である。具体的には、ガードレール、植栽等による歩車道の分離、防犯灯、公園灯などによる照度の確保、死角を作らないような植栽の配置及び見通しの確保、柵等による駐車場の外周と周囲の区分、防犯カメラやミラー等の設置などが考えられる。

#### **第 11 条(市民安全安心の日)**

安全で安心なまちづくりを推進するため、毎月 11 日を、市民安全安心の日とする。

2 市は、市民安全安心の日を中心に、市民等の協力のもと、安全で安心なまちづくりについての普及・啓発活動を実施するものとする。

安全で安心なまちづくりを全市民で推進するため、毎月 11 日を市民安全安心の日と定め、関係機関や地域住民による、登下校時の一斉パトロールを実施するよう協力を求めるものとする。

交通安全に関しては、毎月 1 のつく日（1、11、21 日）を市民安全の日として、早朝立哨や広報活動を実施しているため、その活動と連携して、総合的な活動を推進していく。

また、市は、市民等に必要な情報を提供するために、この日を中心として、講習会や研修会等の開催、イベントの実施など、市民等への普及・啓発に努めるものとする。

## 第 12 条(委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

この条例の施行に関して、必要な事項については、指針や規則、要綱等で別に定めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。